

離婚を誰に相談するべきか？
～メリット・デメリット一覧表～

	弁護士に依頼する場合		自分で行う場合		司法書士・行政書士に依頼する場合	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット	メリット	デメリット
協議書 離婚交渉	<ul style="list-style-type: none"> 将来、調停や訴訟になったときでも、そのまま代理人になれる 専門知識、経験がある 時間と手間の節約になる 直接交渉しなくて済む 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の費用がかかる 弁護士に依頼した場合、本人の直接交渉は控える方が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 費用が最小限 相手と直接話せる 		<ul style="list-style-type: none"> 一定の専門知識がある 書面作成の代行ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の費用がかかる 調停や訴訟に対応できない 基本的に相手と交渉できない
離婚 調停	<ul style="list-style-type: none"> 代理人として同席できる 訴訟になっても対応できる 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の費用がかかる 	<ul style="list-style-type: none"> 費用が最小限 	<ul style="list-style-type: none"> 調停委員の言うことが適正か分からない 資料の準備が大変 	司法書士	
離婚 訴訟	<ul style="list-style-type: none"> 代理人として、裁判所に出席できる 本人が平日の日中に裁判所に行かなくて済む 書面の作成を任せられる 訴訟の専門家 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の費用がかかる 	<ul style="list-style-type: none"> 費用が最小限 	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟手続が分からない 裁判の見通しが分からない 和解の相場が分からない 平日の日中に裁判所に行かなくてはならない 訴状等の書面が作れない 		
養育費	<ul style="list-style-type: none"> 相場を把握している 相手と交渉できる 調停や訴訟でも代理人として対応できる 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の費用がかかる 	<ul style="list-style-type: none"> 費用が最小限 	<ul style="list-style-type: none"> 相場が分からない 適切な協議書が作れない 		
親権	<ul style="list-style-type: none"> 相手と交渉できる 調停や訴訟でも代理人として対応できる 子供の引渡し事件も扱える 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の費用がかかる 	<ul style="list-style-type: none"> 費用が最小限 	<ul style="list-style-type: none"> 相場が分からない 適切な協議書が作れない 		
慰謝料	<ul style="list-style-type: none"> 相手と交渉できる 請求額は140万円以上が多く弁護士以外では対応しにくい 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の費用がかかる 	<ul style="list-style-type: none"> 費用が最小限 	<ul style="list-style-type: none"> 証拠の集め方が分からない 慰謝料が発生する場合が分からない 		